

処 分 基 準

B - p - 2

平成19年11月21日作成

法 令 名 :	遺失物法
根 拠 条 項 :	第26条第2項
処 分 の 概 要 :	特例施設占有者に対する指示
原権者(委任先) :	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め :	遺失物法第26条第2項(指示)
処 分 基 準 :	別紙「遺失物法に基づく指示の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先 :	愛知県警察本部総務部会計課監査室監査係 (052-951-1611 内線2557)
備 考 :	